

外国人研究者の例

いずれの場合も本学において雇用する者、他の受入れ身分を有する者（研究生等）及び本学の学生（留学生含む）は対象としない。

また、いずれの場合も、招へいのための旅費（滞在費含む）は、受入れ教員側の予算により支出することは可能だが、雇用ではないため、給与は支給できない。

該当

- 1 ポスドク相当以上の者
- 2 大学院生（博士後期課程）
- 3 海外の研究機関等の研究員等で、修士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有するものと求められる者

1の例：海外の大学等研究機関において、ポスドクとして雇用されている者で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。

2の例：海外の大学等研究機関の大学院博士後期課程の学生で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。本学に在籍する留学生は該当しない。

3の例：海外の大学等研究機関の研究員等で、修士以上の学位を有する者で、本所において受入れ教員の下、短期間（3ヶ月以上1年以内）共同研究を行う。